

敷地内全面禁煙

当施設では、健康増進法第25条の規定に基づく、受動喫煙の防止のため、病院内のみならず駐車場等を含めた病院敷地全体において全面禁煙です。

病院敷地内禁煙の措置は、患者さんのみならず、ご家族及びお見舞いの方々も対象となりますので、ご協力をお願いいたします。

タバコは、各種ガンをはじめ多くの病気を引き起こす原因であり、タバコを吸う方だけでなく受動喫煙(タバコを吸っている方の煙を吸う)によって周囲の人の健康がおびやかされることが問題になっています。当院では、入院患者の合併症予防と地域住民の疾病予防の観点から、皆さまの健康維持に貢献することを基本方針としております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

禁煙外来をおこなっています

当院では「禁煙外来」をおこなっています。規定条件をみたせば健康保険が適用されます。

「禁煙外来」受付方法の詳細については、[ホームページ内呼吸器内科の専門外来](#)をご覧ください。

市立岸和田市民病院長